



第108回 「校則」に基づく生徒指導の法的性格とその評価

星野 豊 (筑波大学准教授)

近時、校則に基づく生徒指導の中に、やや行き過ぎと評価されかねない事案が連続的に報道されたこともあり、児童生徒の「人権擁護」の観点から校則の見直しを主張する見解も生じているようである。

しかしながら、校則に基づく生徒指導には、法的性格の異なるものが複合しているため、必ずしも議論が単純でない。本稿では、「校則」の持つ法的性格について解説した後、今後の校則のあり方を含めて、校則の合理性と妥当性の評価について検討を加える。

1 「校則」の法的性格……………

「校則」とは、理論的には学校の運営管理に関する規則全般を指すが、実質的な意味では、児童生徒に対する生活指導ないし不利益処分の根拠とされる規則を指し、その法的な性格については、校則の定められ方や改廃のされ方によって、大きく異なるものとなっている。

大多数の校則は、学校ないし学校の設置管理者（以下、本稿では一括して「学校」と表現す

る）が、生徒指導の具体的内容を学校自身の判断に基づいて制定したものであり、その制定や改廃は学校自身の生徒指導上の方針策定や方針転換に基づくものであって、児童生徒はもとより、保護者もその制定改廃には直接は関与していない。すなわち、児童生徒および保護者は、その校則の内容について自己の意思を反映させる余地がない以上、当該校則の内容のすべてに賛同しているとは限らない。従って、特に不利益処分を児童生徒が受けた場合、かかる処分に対して児童生徒本人またはその保護者がある合理的や妥当性を承認しない場合がありうるわけであり、当該校則を含む生徒指導ないし不利益処分全体が、裁判所を典型とする法的検証の対象となる必要が生ずる。要するに、学校が一方的に定める校則の合理性と妥当性については、学校の行う生活指導の必要性と妥当性の観点から、評価が加えられることとなる。

これに対して、一部の「校則」については、学校側と児童生徒ないしは保護者が制定改廃に関与することにより、いわゆる「契約」の一種としての性格を持つ場合がある。この場合、か

かる校則の合理性と妥当性の根拠は、その校則に定められた具体的内容というよりも、かかる校則の制定改廃に対して児童生徒ないしはその保護者が関与し、その内容を自己の意思で受け入れたこと自体に求められる。従って、仮に校則に基づいて不利益処分を受けた児童生徒が当該不利益処分の効力を争った場合、法的な検証が加えられる実質的な対象は、当該児童生徒がかかる校則を「受け入れた過程」に任意性ないし合理性が認められるか否かであり、具体的な不利益処分を定めた当該校則の規定自体の妥当性は、「児童生徒ないし保護者が受け入れた以上、合理性と妥当性があるはずである」として、直接法的検証の対象とはならない。

以上のとおり、法的な観点から分類した「校則」は、「学校によって定められた生徒指導の具体化ないし定型化」という性格と、「学校と児童生徒ないし保護者との合意」としての二つの性格があるわけであるが、後に詳しく見るとおり、現実の局面ではこの両方の性格が混在している場合が多いため、議論が混乱するおそれが常にあることに注意しなければならない。

2 校則の合理性と妥当性の実質的評価

前述のとおり、「校則」を「学校によって定められた生徒指導の具体化ないし定型化」と考えるか、「学校と児童生徒ないし保護者との合意」と考えるかによって、校則に対する法的検証の対象が異なってくるが、現実の局面では、この2つの性格は必ずしも明確に分かれておらず、両方の考え方が混和してしまっている。

例えば、私立学校への入学は、学校と児童生徒ないし保護者との間の「在学契約」の締結とされているが、そうすると、当該私立学校の校則も、かかる「在学契約」の一環であるのか、あるいは、児童生徒ないし保護者が制定改廃に実質的に関与していない校則については直接の「合意」がない以上在学契約の対象外となるのかについては、常に曖昧さが付きまとう。逆に、義務教育としての公立小中学校の場合、学校と児童生徒との間の在学関係が「契約」でないことは明らかであるが、学校と児童生徒とが校則の制定改廃について協議をする局面も十分あり

得る以上、在学関係が契約でないことをもって、すべての校則が学校の制定による生徒指導の具体化ないし定型化と考えることも難しい。

さらに、校則も広い意味での「法」である以上、法としての一般的な合理性ないし妥当性を有していなければならない。従って、学校によって定められた校則はもとより、学校と児童生徒ないし保護者とが合意して制定された校則であっても、その合理性と妥当性が法的な検証にさらされる可能性は常に存在することとなる。

例えば、学校と児童生徒ないし保護者の多数が合意して、少数の児童生徒ないし保護者に対する差別的取り扱いを定めた校則は、法的な検証を必要とする場合が多いであろう。このような差別的取り扱いとしては、一部の児童生徒に対して不利益を課すものが典型的に想定されるが、一部の児童生徒に対してのみ禁止や制限を解除することにより、いわゆる「特権階級」をつくり出すものについても、法的には同様の問題が生じうる。もっとも、かかる取り扱いのすべてが法的に問題のある「差別」に該当するか

は、必ずしも議論が単純でない。例えば、学業その他の活動に関する成績優秀者や功労者を表彰したり、校則違反を常習的に行う児童生徒を他の児童生徒から隔離する処分を行ったりすることは、校則に具体的な規定が有るか無いかにかかわらず行われるところであり、その場合における対処の合理性ないし妥当性は、校則の規定というよりも、児童生徒を教育指導するうえでの一般的な必要性ないし妥当性に照らして評価されるべきものである。要するに、校則による取り扱いの合理性ないし妥当性は、学校が定めた場合であれ学校と児童生徒ないし保護者とが合意した場合であれ、最終的には「生徒指導としての必要性ないし妥当性」という教育上の観点からの評価を受ける仕組みになっている。

また、賞罰を明確化ないし定型化することによる「予測可能性」ないし「可視化」の向上も、校則の機能として注目されることが多いが、特に不利益処分として下される内容の中に、体罰を典型とする、法的に明らかに許容されないものが含まれていた場合には、その合理性ないし妥当性が法的に否定される可能性は高いであろう。

う。仮に、児童生徒ないし保護者の側が体罰に事実上同意していたとしても、それは具体的に行われた体罰について効力を争う者が事実上いないだけであって、児童生徒が体罰に同意していたとすればその同意の任意性が否定される可能性が高く、保護者の同意が取り付けられた結果として学校が校則に基づき体罰を敢行している場合には、学校と保護者との共謀による児童虐待の疑いが生じかねない。要するに、ここでも、校則の合理性や妥当性は、学校が制定した場合であれ学校と児童生徒ないし保護者とが合意した場合であれ、最終的には「教育上の必要性ないし妥当性」という観点からの評価を受けることとなっている。

他方、最近生じている一つの傾向として、児童生徒ないし保護者の側が、校則を具体的に制定して学校としての指導方針や具体的事案への対処を定型化明確化させるべきである旨を申し入れることも考えられる。この場合、前述した法的性格の点から考えるならば、このようにして制定された校則については、児童生徒ないし保護者の意思が校則の具体的内容に相当程度反

映されるはずであるから、学校と児童生徒ないし保護者との間の「契約」としての性格をかなり強く持つこととなる。ただし、注意しなければならないのは、このように制定された「校則」であっても、一旦制定されて継続して適用される以上、その後に学校に入学してくる児童生徒およびその保護者にとっては、厳密には「自己の意思」に基づいて制定改廃されたものでないわけであり、「児童生徒ないし保護者との合意に基づいて制定された校則」という建前が、検証や批判を事実上封殺してしまう危険性を有することが無視できない点である。この意味でも、校則の合理性や妥当性の検証は、校則の制定改廃のされ方という側面だけでは必ずしも十分ではなく、結局、教育上の必要性と妥当性という観点からの検証が必要となってくる。

以上の例から明らかとなっており、校則を具体的に定めているか否かにかかわらず、学校の行う生徒指導の合理性ないし妥当性を最終的に評価するための基準は、学校教育としての必要性ないし妥当性という、これまで学校があらゆる生徒指導の局面で模索してきたことの集大成にほ

かならない。また、バイクの免許を取得した生徒に対する取り扱いや、携帯電話の所持等に関する規律の在り方の変化を考えれば明らかなおろ、個々の行動に対する教育上や法律上の評価は常に変化し続けるものであり、将来の方向性を画一的に予測することは案外難しいのが実情である。児童生徒の性別による管理体制が、現代における性帰属や性意識の変化によって徐々に揺らぎつつあることなどは、その典型であると考えて差し支えないであろう。

3 今後における校則のあり方……

これまで述べてきたとおり、校則についても、学校における他の教育活動と同様、法的な観点のみで独自の世界が構築されることはおよそ合理的でも妥当でもなく、教育上の観点としての生徒指導の必要性和妥当性によって、具体的な状況における対処の合理性ないし妥当性が判断されることとなる。従って、校則について法律上の評価のみを下そうとすることは、校則を擁護するにせよ批判するにせよ、あまり生

産性がない議論を抽象的に闘わせる結果となりかねない。もともと、校則を含む「法」が持っている厄介な性格として、一旦制定されてしまうと、校則の存在自体が、内容の合理性や妥当性を事実上証明しているとの誤解や錯覚を生じさせ、教育上の必要性や妥当性を逐一検証することが疎かとなり、形式的な規定の該当性のみに着目した生徒指導を行ってしまいかねない点については、十分な警戒が必要である。

もともと法律による規制には、完璧なものも何一つなく、どのような厳格な規則であつても、常に解釈による変化の余地が生ずる可能性がある。最も典型的な例としては、事実が発覚したら厳罰に処するとの規定が存在したとしても、かかる事実自体を認識せずに「無かったことにしてしまう」という対処が、法の規定が厳格であればあるほど、事実上横行することが挙げられる。従って、学校自身が校則の細かな規定に振り回され、誰も合理性や妥当性を信じていない校則に従って黙々肅々と児童生徒に不利益処分を科すなどといった状況は、不幸を通り越して滑稽ですらある。そのような環境で育つ

た児童生徒が学ぶものは、制定された規則の回避の仕方という「悪知恵」くらいのものであり、学校が定めた校則自身によって学校が児童生徒を十分教育できていないという、最も問題となる状況を生じさせていることに外ならない。

学校が児童生徒を成長させるための教育を行う場である以上、社会の構造としての「法」ないし「規則」の存在や、それに基づく対処や処分の合理性ないし妥当性について、具体的な「校則」をもって考えさせること自体には、十分な教育上の必要性和妥当性がある。最も重要なことは、校則を含む各種の「法」は「人」が制定改廃して「人」が運用するものであり、「法」はあくまで道具に過ぎないことを、学校自身が改めて認識することである。要するに、学校としては、本業である「教育上の必要性和妥当性」という長年培われてきた観点を十分に活用して生徒の指導教育に当たることが必要かつ有益であるはずであり、校則に対する各種の議論に対しても、不必要に「法的な議論」に巻き込まれることなく、学校教育としての観点からの、冷静な対応と説明とを心がけるべきであろう。